

倉敷市高齢者保健福祉計画及び 倉敷市介護保険事業計画

平成21年3月

倉 敷 市

はじめに



我が国では、世界に例のないほど急激な速度で高齢化が進み、年金、医療、介護など社会保障システムの再構築が喫緊の課題となっています。

また、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加することで新たな課題も生じており、高齢者が住み慣れた地域で自らの知識と経験を活かし、生き生きと活躍できる社会を目指すとともに、心身の状態に応じて必要な支援を受け、安心して暮らせる社会を実現できるよう、高齢者支援の各施策を積極的に進めることが求められています。

このような中、平成12年4月に開始された介護保険制度は、平成18年4月の介護保険法の大規模な改正により、これまでの「介護重視型」サービスから「予防重視型」のサービスへの転換や地域密着型サービスの開始等が図られました。

本市では、こうした高齢者福祉行政を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、このたび平成21年度から23年度までを計画期間とする、新たな「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、高齢者の方が介護や支援を必要とせず、健やかに暮らせる環境づくりに努めるとともに、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、様々な高齢者福祉施策や介護保険サービスを推進してまいります。

終わりに、計画策定にあたり、アンケート調査等に御協力をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重な御審議等をいただきました倉敷市社会福祉審議会専門分科会委員の皆様方、関係機関各位に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも本市の高齢者福祉行政の推進に御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成21年3月

倉敷市長 伊東香織

目 次

第1章	計画の概要	
I	計画策定の背景	1
II	計画の位置づけ及び目的	1
III	計画の期間及び進行管理	3
IV	計画の策定体制	3
第2章	高齢者等の現状	
I	高齢者、要介護者等の現状	7
II	高齢者保健福祉サービス等の現状	10
III	介護給付等対象サービスの現状	13
第3章	計画の基本理念と目標	
I	計画の基本理念	17
II	計画の基本目標	17
III	計画の体系	19
第4章	課題と施策の展開方向	
I	健やかなまちづくり	21
II	生きがいのあるまちづくり	30
III	安心して暮らせるまちづくり	36
IV	支え合うまちづくり	43
第5章	日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性	
I	日常生活圏域の設定	49
II	各日常生活圏域の現況と今後のサービス基盤整備の方向性	51
第6章	介護サービス等の量の見込みと介護保険料	
I	介護保険事業量の算定	79
II	介護保険事業費の算定	89
III	介護保険料額と保険料段階	91

資料編

用語の説明	93
倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画に対する パブリックコメントまとめ（意見の概要と市の考え方）	95
倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定経過	98
倉敷市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画策定専門分科会委員名簿	99
倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会名簿	100
倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画 ワーキング部会名簿	100
各担当課等問い合わせ先一覧	101

第1章 計画の概要

I 計画策定の背景

我が国の高齢者(65歳以上)人口は、平成19年に過去最高の2,746万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も21.5%となり、初めて21%を超えました。また、75歳以上の後期高齢者人口は1,270万人で、総人口に占める割合は9.9%となっており、今、まさに5人に1人が高齢者、10人に1人が後期高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

本市においても、高齢化率は年々上昇しており、平成19年度末現在、20.5%となっています。また、これに伴い要支援・要介護者数も増加しており、平成19年度末で19,318人となっています。

さて、介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支えることを目的に、平成12年度にスタートしましたが、その後、制度を持続可能なものとする等ことを目的として、平成17年度に「予防重視型システムへの転換」、「地域での生活を重視した新たなサービス体系の確立」等の視点から大幅な見直しが行われました。しかし、高齢化の進行により依然として介護給付費の増加が見込まれていることに加え、事業者による適正なサービスの提供や福祉人材の確保などのサービス基盤の充実が課題となっています。

また、医療制度改革に伴う長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の開始及び新たな健康診査制度の導入や、介護療養病床の平成23年度末での廃止に伴い、地域ケア体制の充実や福祉と医療との連携強化も求められています。

さらに、団塊世代の大量退職時代を迎え、高齢者の大半を占める元気な高齢者が、これまで培ってきた経験、能力を生かして積極的に社会参加し、共に支え合う豊かな地域社会を構築していくことが期待されています。

このような背景を踏まえて、本市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業等の円滑な運営を図るため、今後の中長期的な高齢者を取り巻く状況も視野に入れつつ、高齢者一人一人が自立し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを目指して、本計画を策定するものです。

II 計画の位置づけ及び目的

倉敷市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画であり、その目的とするところは、す

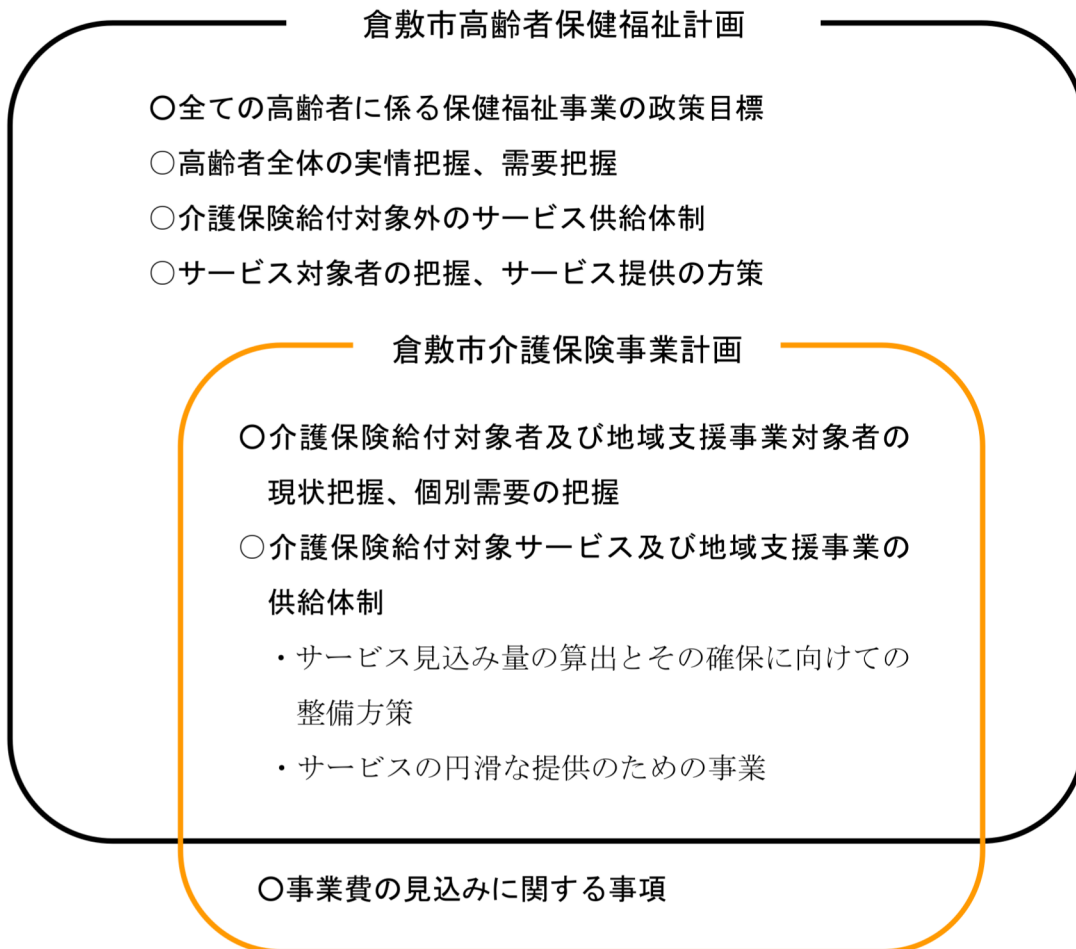
べての高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して暮らせる社会の構築にあります。

また、倉敷市介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく、要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画であり、介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

したがって、高齢者保健福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

また、両計画の見直しに当たっては、国・県の定める策定指針を踏まえ、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性を図るとともに、「倉敷市第五次総合計画後期基本計画」や「健康くらしき21」等、市の各種関連計画との整合性を図りました。

○両計画の位置づけ



Ⅲ 計画の期間及び進行管理

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は3年間とします。前計画の期間は、平成18年度から平成20年度であったことから、本計画の開始年度を平成21年度、目標年度を平成23年度とします。

また、前計画は、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上となる平成26年度の高齢者の姿を念頭に置いて策定したことから、本計画においても、26年度までの中間段階の計画として策定しました。

ただし、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。

年度	平成12 2000	平成13 2001	平成14 2002	平成15 2003	平成16 2004	平成17 2005	平成18 2006	平成19 2007	平成20 2008	平成21 2009	平成22 2010	平成23 2011	平成24 2012	平成25 2013	平成26 2014	
計画期間と見直し年度	第1期計画期間															
		見直し	第2期計画期間													
				見直し	第3期計画期間											
							見直し	第4期計画期間								
										見直し	第5期計画期間					

Ⅳ 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

1 高齢者実態調査

高齢者の日常の生活状況・健康状態、保健福祉サービスの利用状況・今後の利用意向、在宅の要介護者の介護サービスの利用状況・今後の利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成 19 年 11 月にアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の種類及び対象

対 象	内 容	配付数	回収数 (回収率)
一般高齢者	市内在住の 65 歳以上の高齢者(平成 19 年 11 月 1 日現在)のうち、倉敷市の介護保険被保険者で、かつ、要介護認定を受けたことがない人の中から無作為抽出した方	7,600 通	5,083 通 (66.9%)
居宅介護サービス利用者	市内在住の 65 歳以上の在宅要介護認定者のうち、平成 19 年 6 月から 8 月の 3 か月間連続してサービス利用実績のある人のうち、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型病床、特定施設、グループホーム入居者を除いた人から無作為抽出した方	6,000 通	3,901 通 (65.0%)
介護サービス未利用者	市内在住の 65 歳以上の要介護認定者のうち、平成 19 年 6 月から 8 月の 3 か月間連続してサービス利用実績のない人のうち、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型病床、特定施設、グループホーム入居者を除いた人から無作為抽出した方	2,400 通	1,440 通 (60.0%)

(2) 調査の方法

郵送による配付、回収

(3) 調査の期間

平成 19 年 11 月 9 日から 11 月 30 日まで(調査基準日:11 月 1 日)

2 市民の声を聴く会の開催

計画の策定に先立ち、高齢者保健福祉や介護保険に関する市民の率直な意見をうかがうため、平成 20 年 8 月 8 日から 12 日にかけて、倉敷、水島、児島、玉島の各地区において

「市民の声を聴く会」を開催しました。

3 計画素案の公表、市民からの意見募集

平成20年12月に、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

4 審議会での審議

計画案を検討する場として、倉敷市社会福祉審議会に「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会」を設置し、平成20年5月から2月まで計6回の審議を行いました。

この専門分科会には、保健・医療・福祉・介護の関係者のほか、老人クラブの代表者、学識経験者、公募による被保険者代表にも参画いただき、20名の委員に様々な見地からの議論をいただきました。

5 幹事会及びワーキング部会の設置

庁内関係部局の代表者6名で構成する「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会」及び市民代表2名と局内関係部課等の代表者15名で構成する「ワーキング部会」を設置し、計画素案を作成しました。

ワーキング部会は、高齢者実態調査票の設計段階から計画素案の策定段階まで必要に応じて随時開催し、関係部課との連携を図りながら計画内容について活発な意見交換を行いました。

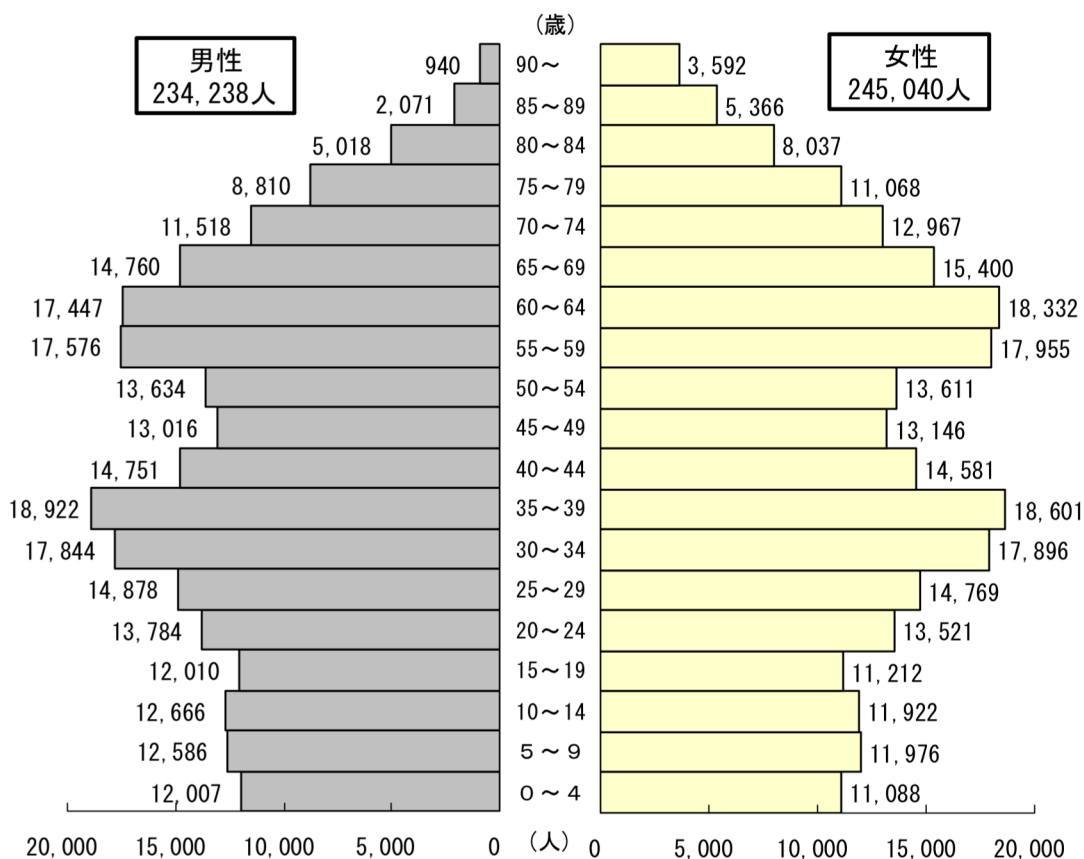
第2章 高齢者等の現状

I 高齢者、要介護者等の現状

(1) 人口ピラミッド（平成 20 年 10 月 1 日現在）

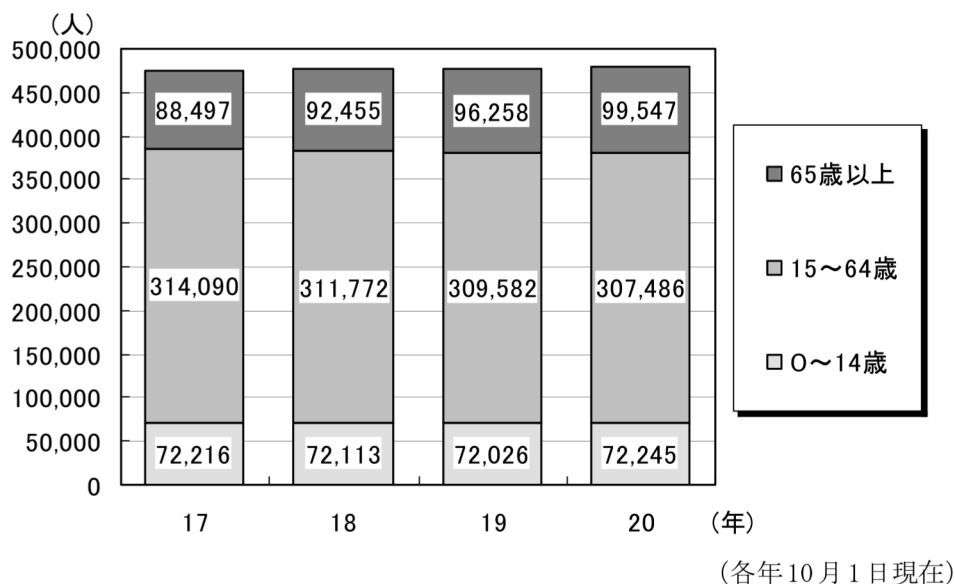
本市の人口は、平成 20 年 10 月 1 日現在で、男性 234,238 人、女性 245,040 人、合計 479,278 人です。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の 55～64 歳と第二次ベビーブーム世代の 30～39 歳で 2 つのピークがある「つぼ型」となっており、国のそれとほぼ同じ形をしています。



(2) 年齢3区分別人口の推移

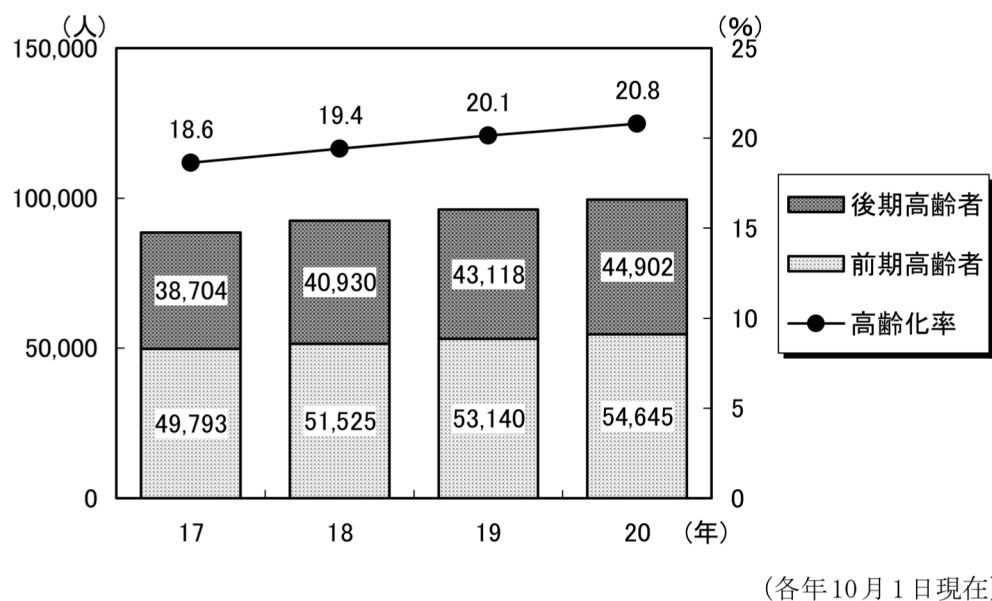
年齢3区分別人口の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口は、平成17年から平成20年にかけて6,604人、2.1%減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は、11,050人、12.5%増加しています。



(3) 高齢者人口の内訳と高齢化率

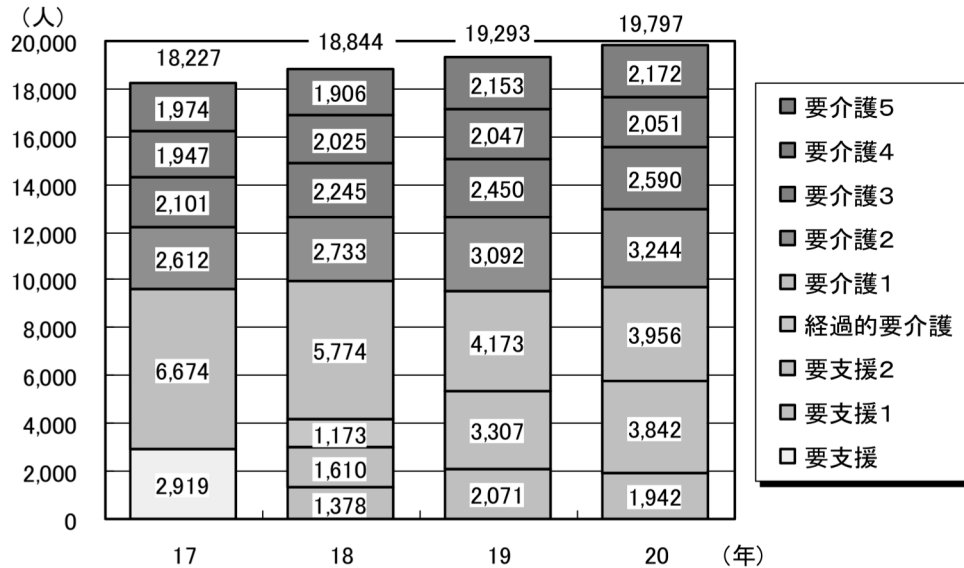
65～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者についてみると、平成17年から20年にかけて、前期高齢者は、4,852人、9.7%、後期高齢者は、6,198人、16.0%増加しています。

これに伴い、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)も18.6%から20.8%と2.2ポイント上昇しています。



(4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成17年度から平成20年度にかけて、全体では1,570人、8.6%増加しています。要介護度別にみると、要介護4及び5の重度者は、302人、7.7%増加しています。



(各年9月末現在)

Ⅱ 高齢者保健福祉サービス等の現状

1 保健サービス

保健サービスについて、計画値と実績値を比較しました。

対計画比が50%に満たなかったサービスについてみると、歯周疾患の重点健康相談及び講座については、歯周病をはじめとする歯周疾患への関心が低いため、実績値が低下しています。

骨粗しょう症の健康相談事業は、各小学校区で開催されるミニ健康展において骨密度測定機を用いた健康相談を実施しているため、実績値が低くなっています。しかし、講座については普及・啓発に取り組み数値が増加してきています。

8020達成者表彰については、平成19年度に広報の手段を変更したため、申請者が減少し、平成20年度は実施主体である岡山県がこの表彰事業を中止しました。

シニアウォーキング事業については、参加者の固定化が考えられます。

また、平成20年度の各種健康診査受診率（見込み）の減少については、平成20年度の医療制度改正により基本健康診査が廃止となり特定健診や後期高齢者健診に移行したことによる、複雑化した健診制度の周知不足が大きな要因と考えられます。

サービス種類		単位	年度	計画値	実績値	対計画比
重点健康相談	高血圧	人	18年度	900	977	108.6%
			19年度	1,200	1,196	99.7%
			20年度	1,500	1,056	70.4%
	高脂血症 (20年度から脂質異常症)	人	18年度	750	749	99.9%
			19年度	1,000	923	92.3%
			20年度	1,250	974	77.9%
	糖尿病	人	18年度	200	419	209.5%
			19年度	300	401	133.7%
			20年度	400	452	113.0%
	歯周疾患	人	18年度	400	92	23.0%
			19年度	650	98	15.1%
			20年度	800	146	18.3%
骨粗しょう症	人	18年度	1,200	16	1.3%	
		19年度	1,600	50	3.1%	
		20年度	2,000	188	9.4%	
健康診査	基本健診	%	18年度	40.0	34.5	86.3%
			19年度	45.0	36.0	80.0%
			20年度	50.0	制度改正により他制度に移行	
	胃がん	%	18年度	15.0	14.9	99.3%
			19年度	20.0	16.0	80.0%
			20年度	25.0	11.9	47.6%
	子宮がん	%	18年度	12.0	12.1	100.8%
			19年度	15.0	13.0	86.7%
			20年度	20.0	9.1	45.5%
	乳がん(視触診)	%	18年度	15.0	16.6	110.7%
			19年度	20.0	18.0	90.0%
			20年度	25.0	10.5	42.0%

(平成20年度は見込み量)

サービス種類		単位	年度	計画値	実績値	対計画比
健康診査	乳がん(マンモグラフィ)	%	18年度	3.0	7.2	240.0%
			19年度	6.0	8.0	133.3%
			20年度	9.0	5.3	58.9%
	肺がん	%	18年度	30.0	22.7	75.7%
			19年度	35.0	23.0	65.7%
			20年度	40.0	17.1	42.8%
	大腸がん	%	18年度	20.0	20.3	101.5%
			19年度	25.0	23.0	92.0%
			20年度	30.0	14.4	48.0%
	前立腺がん	%	18年度	10.0	10.0	100.0%
			19年度	15.0	12.0	80.0%
			20年度	20.0	10.5	52.5%
歯周疾患	%	18年度	5.0	5.0	100.0%	
		19年度	10.0	5.1	51.0%	
		20年度	15.0	1.0	6.7%	
健康づくり事業	ヘルスチェック受診	人	18年度	1,000	982	98.2%
			19年度	1,050	702	66.9%
			20年度	1,100	850	77.3%
	トレーニング参加	人	18年度	21,000	24,943	118.8%
			19年度	22,000	23,712	107.8%
			20年度	23,000	22,000	95.7%
健康に関する講座	歯周疾患	人	18年度	1,250	176	14.1%
			19年度	1,500	161	10.7%
			20年度	1,750	130	7.4%
	骨粗しょう症	人	18年度	2,000	236	11.8%
			19年度	2,400	1,069	44.5%
			20年度	2,800	1,200	42.9%
	一般	人	18年度	21,000	4,532	21.6%
			19年度	22,000	4,581	20.8%
			20年度	23,000	12,015	52.2%
8020運動	8020達成者表彰	人	18年度	80	85	106.3%
			19年度	100	10	10.0%
			20年度	—	—	—
運動・生涯スポーツ	シニアウォーキング大会	人	18年度	400	216	54.0%
			19年度	800	242	30.3%
			20年度	1,600	250	15.6%

(平成20年度は見込み量)

2 福祉サービス

対計画比が低いサービスについてみると、筋力向上トレーニング事業については、特定高齢者に対する介護予防事業として、平成18年度から実施していますが、把握された特定高齢者が少なかったことが原因と考えられます。

家族介護教室については、高齢者支援センターに委託して実施していますが、平成18年度に設置された高齢者支援センターが、家族よりもまず、地域の高齢者との関係を築くため、重点的に転倒骨折予防教室を実施した結果、計画値を下回りました。

高齢者向け優良賃貸住宅の整備については、事業者の募集をしたものの、平成18年度は事業者の選定申請が1件もなかったため、平成19年度から規模を縮小して実施しております。

第2章 高齢者等の現状

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
筋力向上トレーニング事業	人	18年度	790	11	1.4%
		19年度	1,125	55	4.9%
		20年度	1,445	70	4.8%
給食サービス事業	人	18年度	1,200	1,107	92.3%
		19年度	1,400	1,395	99.6%
		20年度	1,600	1,800	112.5%
福祉施設の延利用者数	人	18年度	297,000	311,605	104.9%
		19年度	298,500	306,706	102.7%
		20年度	300,000	302,216	100.7%
ふれあいサロン活動推進事業	箇所	18年度	100	55	55.0%
		19年度	110	62	56.4%
		20年度	120	94	78.3%
老人クラブへの支援	人	18年度	25,400	24,730	97.4%
		19年度	25,500	23,312	91.4%
		20年度	25,600	22,750	88.9%
緊急通報装置設置事業	台	18年度	920	879	95.5%
		19年度	940	852	90.6%
		20年度	960	860	89.6%
高齢者等心配ごと相談事業	件	18年度	400	434	108.5%
		19年度	405	431	106.4%
		20年度	410	300	73.2%
家族介護者教室の推進	人	18年度	4,200	1,443	34.4%
		19年度	4,300	2,290	53.3%
		20年度	4,400	2,700	61.4%
介護予防・転倒骨折予防教室	人	18年度	1,500	1,997	133.1%
		19年度	2,250	5,284	234.8%
		20年度	2,250	8,000	355.6%
ノンステップバスの導入	台	18年度	8	13	162.5%
		19年度	9	14	155.6%
		20年度	10	14	140.0%
シルバーハウジングの整備	戸	18年度	38	38	100.0%
		19年度	38	38	100.0%
		20年度	53	38	71.7%
高齢者向け優良賃貸住宅の整備	戸	18年度	36	16	44.4%
		19年度	56	24	42.9%
		20年度	76	36	47.4%
日常生活用具給付事業	件	18年度	80	74	92.5%
		19年度	80	62	77.5%
		20年度	80	90	112.5%
高齢者支援センターの相談件数	件	18年度	32,200	44,427	138.0%
		19年度	32,900	48,309	146.8%
		20年度	33,600	50,000	148.8%
寝たきり高齢者等理美容サービス事業	人	18年度	200	296	148.0%
		19年度	200	357	178.5%
		20年度	200	360	180.0%
高齢者(障害者)等住宅改造助成事業	件	18年度	211	155	73.5%
		19年度	184	143	77.7%
		20年度	154	174	113.0%
介護用品扶助費支給事業	人	18年度	407	297	73.0%
		19年度	480	265	55.2%
		20年度	567	290	51.1%
在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業	人	18年度	1,128	908	80.5%
		19年度	1,128	920	81.6%
		20年度	1,128	980	86.9%
家族介護者リフレッシュ事業	人	18年度	150	131	87.3%
		19年度	150	107	71.3%
		20年度	150	137	91.3%

(平成20年度は見込み量)

Ⅲ 介護給付等対象サービスの現状

1 介護給付サービス

介護給付サービスについて、計画値と実績値を比較しました。

小規模多機能型居宅介護は、計画期間中に事業者の参入が少なかったため、実績値が低い値となっています。

夜間対応型訪問介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護については、計画期間中に整備をしていないため、実績値がゼロとなっています。

(1) 居宅サービス

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
訪問介護	回	18年度	359,400	462,094	128.6%
		19年度	332,316	408,052	122.8%
		20年度	317,856	398,076	125.2%
訪問入浴介護	回	18年度	8,244	7,160	86.9%
		19年度	8,484	6,751	79.6%
		20年度	9,060	6,648	73.4%
訪問看護	回	18年度	87,924	77,339	88.0%
		19年度	86,832	75,121	86.5%
		20年度	89,484	77,748	86.9%
訪問リハビリテーション	回	18年度	5,364	4,071	75.9%
		19年度	5,376	4,169	77.5%
		20年度	5,556	4,668	84.0%
居宅療養管理指導	人	18年度	11,448	11,282	98.5%
		19年度	11,196	10,895	97.3%
		20年度	11,508	11,364	98.7%
通所介護	回	18年度	312,792	402,023	128.5%
		19年度	286,200	382,685	133.7%
		20年度	279,396	423,900	151.7%
通所リハビリテーション	回	18年度	268,224	263,636	98.3%
		19年度	246,804	254,086	103.0%
		20年度	241,272	257,280	106.6%
短期入所生活介護	日	18年度	97,728	100,337	102.7%
		19年度	98,676	110,719	112.2%
		20年度	103,788	114,348	110.2%
短期入所療養介護	日	18年度	25,548	17,983	70.4%
		19年度	25,416	14,840	58.4%
		20年度	26,388	13,728	52.0%
特定施設入居者生活介護	人	18年度	4,152	3,660	88.2%
		19年度	4,428	4,814	108.7%
		20年度	4,656	5,280	113.4%

(平成20年度は見込み量)

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
福祉用具貸与	人	18年度	37,800	37,524	99.3%
		19年度	36,384	34,149	93.9%
		20年度	36,528	36,192	99.1%
特定福祉用具販売	件	18年度	1,380	1,288	93.3%
		19年度	1,296	1,269	97.9%
		20年度	1,270	1,400	110.2%

(平成20年度は見込み量)

(2) 地域密着型サービス

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
夜間対応型訪問介護	回	18年度	31,716	0	0.0%
		19年度	31,476	0	0.0%
		20年度	32,340	0	0.0%
認知症対応型通所介護	回	18年度	2,352	12,811	544.7%
		19年度	2,268	20,532	905.3%
		20年度	2,220	19,860	894.6%
小規模多機能型居宅介護	人	18年度	1,860	583	31.3%
		19年度	4,320	1,098	25.4%
		20年度	5,808	1,452	25.0%
認知症対応型共同生活介護	人	18年度	7,632	7,029	92.1%
		19年度	7,716	8,255	107.0%
		20年度	8,040	9,696	120.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	18年度	0	0	0.0%
		19年度	120	0	0.0%
		20年度	120	0	0.0%

(平成20年度は見込み量)

(3) 施設サービス

施設種別	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
介護老人福祉施設	人	18年度	15,456	16,009	103.6%
		19年度	16,056	16,527	102.9%
		20年度	16,566	17,016	102.7%
介護老人保健施設	人	18年度	13,596	12,423	91.4%
		19年度	14,196	14,319	100.9%
		20年度	14,436	14,904	103.2%
介護療養型医療施設	人	18年度	5,076	5,214	102.7%
		19年度	5,076	4,193	82.6%
		20年度	5,076	3,636	71.6%

(平成20年度は見込み量)

(4) その他

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
住宅改修	件	18年度	1,011	1,199	118.6%
		19年度	936	1,026	109.6%
		20年度	898	1,153	128.4%
居宅介護支援	人	18年度	79,728	107,583	134.9%
		19年度	74,268	88,826	119.6%
		20年度	71,400	90,924	127.3%

(平成20年度は見込み量)

2 予防給付サービス

予防給付全体の傾向としてサービス利用実績が低いのは、要介護1から要支援2への移行が当初の予測より進まなかったためです。また、サービスを利用しない要支援認定者が多数あったことも原因と考えられます。

(1) 居宅サービス

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
介護予防訪問介護	回	18年度	174,024	34,257	19.7%
		19年度	212,004	75,557	35.6%
		20年度	251,220	84,648	33.7%
介護予防訪問入浴介護	回	18年度	84	38	45.2%
		19年度	84	92	109.5%
		20年度	132	96	72.7%
介護予防訪問看護	回	18年度	13,704	2,836	20.7%
		19年度	17,244	6,139	35.6%
		20年度	21,036	6,216	29.5%
介護予防訪問リハビリテーション	回	18年度	600	175	29.2%
		19年度	816	453	55.5%
		20年度	972	732	75.3%
介護予防居宅療養管理指導	人	18年度	1,800	330	18.3%
		19年度	2,244	837	37.3%
		20年度	2,712	960	35.4%
介護予防通所介護	回	18年度	155,160	46,811	30.2%
		19年度	182,232	101,003	55.4%
		20年度	214,500	110,280	51.4%
介護予防通所リハビリテーション	回	18年度	112,236	22,664	20.2%
		19年度	134,640	47,924	35.6%
		20年度	160,632	49,956	31.1%
介護予防短期入所生活介護	日	18年度	4,608	532	11.5%
		19年度	5,940	1,561	26.3%
		20年度	7,308	1,452	19.9%
介護予防短期入所療養介護	日	18年度	1,620	147	9.1%
		19年度	2,076	318	15.3%
		20年度	2,616	396	15.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	人	18年度	1,404	432	30.8%
		19年度	1,728	1,213	70.2%
		20年度	2,100	1,308	62.3%
介護予防福祉用具貸与	人	18年度	10,848	1,456	13.4%
		19年度	13,380	3,281	24.5%
		20年度	16,056	4,776	29.7%
介護予防特定福祉用具販売	件	18年度	630	178	28.3%
		19年度	764	461	60.3%
		20年度	904	631	69.8%

(平成20年度は見込み量)

(2) 地域密着型サービス

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
介護予防認知症対応型通所介護	回	18年度	204	28	13.7%
		19年度	312	16	5.1%
		20年度	360	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	18年度	840	45	5.4%
		19年度	1,680	159	9.5%
		20年度	1,992	204	10.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	18年度	1,044	39	3.7%
		19年度	1,284	55	4.3%
		20年度	1,608	60	3.7%

(平成20年度は見込み量)

(3) その他

サービス種類	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
介護予防住宅改修	件	18年度	678	228	33.6%
		19年度	805	496	61.6%
		20年度	938	741	79.0%
介護予防居宅介護支援	人	18年度	52,260	18,410	35.2%
		19年度	62,424	37,525	60.1%
		20年度	72,996	40,164	55.0%

(平成20年度は見込み量)

第3章 計画の基本理念と目標

I 計画の基本理念

健康・生きがい・安心のまち 倉敷

計画の基本理念は、前計画で設定した基本理念を踏襲し、「健康・生きがい・安心のまち 倉敷」とします。

まず、「健康」については、「健康くらしき21」を中心として、市民全体の健康の保持・増進を図っていることから、「健康」を挙げました。

次に、「生きがい」については、文化の成熟した社会と言われる高齢社会を支えておられる高齢者の方々が、様々な活動を通じて、豊かな人生を送ることができるよう、環境整備を図っていることから、「生きがい」を挙げました。

次に、「安心」については、高齢者を含めたすべての市民が、生涯にわたり住み慣れた家庭や地域で、生きがいを持ちながら、健やかな安心していくことのできるまちの実現を目指していることから、「安心」を挙げました。

II 計画の基本目標

上記の基本理念に基づき、次の4つの基本目標を掲げます。

1 健やかなまちづくり

市の健康増進計画「健康くらしき21」に基づき、一人一人の健康づくりを促進するとともに、安心して医療が受けられる体制づくりに努めます。

また、高齢者が介護を要する状態になることを防ぐとともに、介護保険制度を持続可能なものとするために、一人一人の状態に応じた、参加しやすい介護予防事業を積極的に展開します。

2 生きがいのあるまちづくり

高齢期を豊かで実りあるものにするためには、日々の生活の中で社会との関係を保つと

ともに、個人の価値観に基づく生きがいを感じながら暮らすことが必要です。

また、今後「団塊の世代」が高齢者の仲間入りをすることから、これまでに培った知識や経験を生かして、地域社会にとけ込むことができるよう、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。

3 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が事故や災害、犯罪等の危険に遭うことのないよう、安全なまちづくりを進めます。

また、必要とされるサービスを受けていない、あるいは孤独な生活の中で閉じこもりがちな生活をしているひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対する支援、認知症高齢者等の権利を守る活動を行い、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

さらに、高齢者が気軽に出かけられる交通環境等の整備や快適な住まいの整備にも取り組みます。

4 支え合うまちづくり

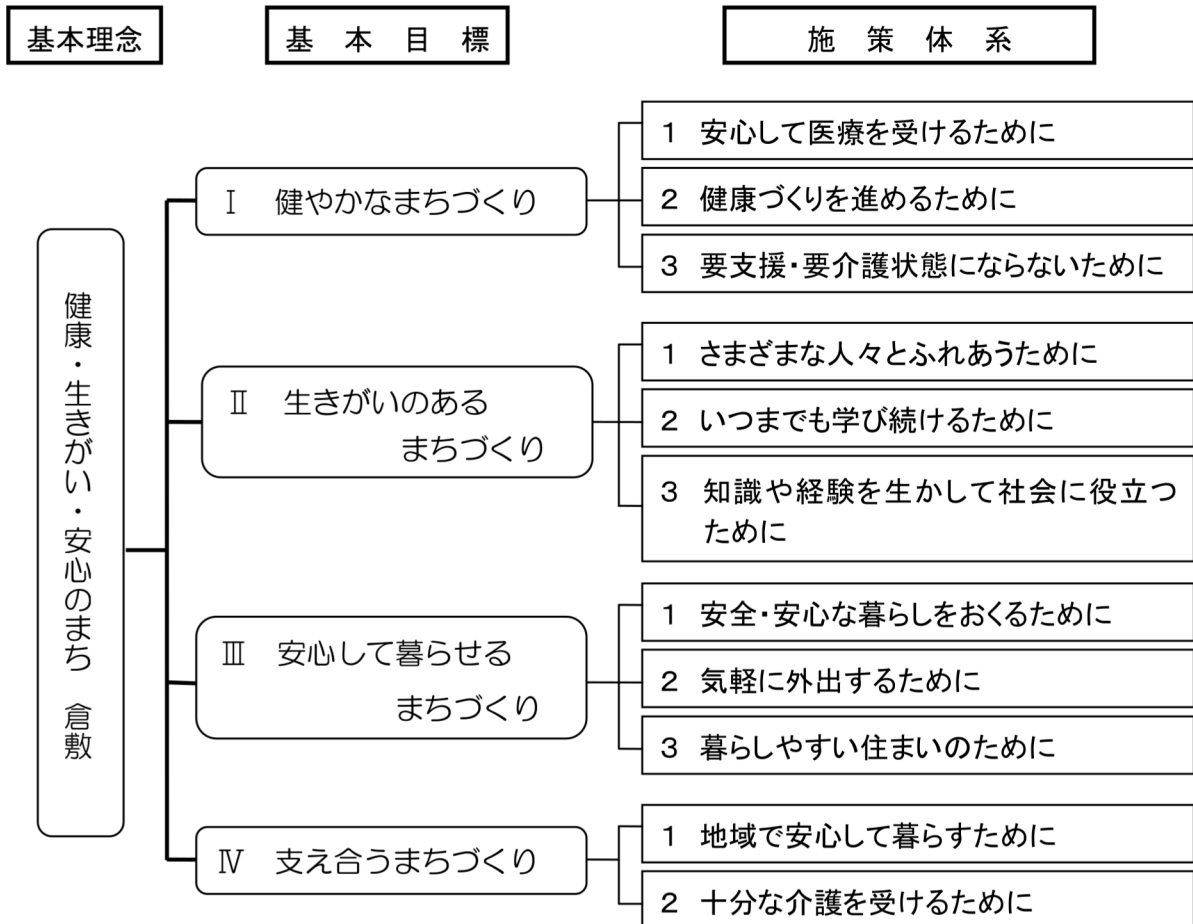
介護を必要とする人が、持っている心身の力を生かし、できる限り尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、介護サービスの基盤整備を引き続き推進するとともに、サービスに係る情報提供・相談体制の充実を図ります。

また、すべての高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を続けるためには、介護だけでなく生活全般にわたる総合的な支援体制が必要です。

このため、人と人とのつながりが希薄化し、自助・共助の機能が脆弱化する中で、地域社会が果たすべき「共助の役割」を評価し直し、地域ケア、福祉意識の向上、生活環境の整備など、お互いに支え合う地域社会の形成へ向けての取り組みを進めます。

Ⅲ 計画の体系

本計画の体系は、次のとおりです。



第4章 課題と施策の展開方向

Ⅰ 健やかなまちづくり

健やかなまちづくりを推進するため、安心して医療が受けられる体制づくりに努めるとともに、高齢者一人一人の健康づくりと、介護状態に陥ることを防ぐ介護予防に取り組みます。

1 安心して医療を受けるために

（１）現状と課題

健やかなまちづくりを実現するためには、高齢者の方がいつでも身近なところで安心して、質の高い保健や医療が受けられる環境を整えることが必要です。そのためには、医師会など関係機関との連携を強化し、救急医療体制の維持や充実を図るとともに、医療機関、保険制度等の情報提供を行い、いつでも安心して受診や相談ができる、かかりつけ医の普及を推進する必要があります。

（２）施策の展開方向

ア 岡山県医療機能情報提供システムの周知と活用

保健課

県が作成した医療機関、薬局・福祉施設など情報を地図上に掲載した岡山県医療機能情報提供システムを市民が必要時に活用できるよう周知に努めます。

イ かかりつけ医の推進

保健課・健康づくり課

日常的な診療や健康管理等を行う「かかりつけ医」を持つことで、高齢者が安心して医療を受けられるよう、広報紙やホームページ等で、かかりつけ医の必要性や選ぶポイントなどを市民に啓発します。

ウ 病院、診療所などへの立ち入り検査

保健課

市民に適切で良質な医療が提供されるよう、医療機関への立入検査及び指導を行います。

エ 医療安全相談窓口による相談

保健課

医療に対する相談や苦情に対応し、市民及び医療機関への助言並びに情報提供を行う

ことで、医療の安全と信頼の向上を図ります。

オ 緊急医療体制の確保

保健課

休日及び夜間における市民の急病の医療需要に対処する医療体制を確保し、市民がいつでも安心して医療が受けられる環境を提供します。

カ 医療機関・保険制度の情報提供の充実

保健課・医療給付課

ホームページや保健所だよりなどを利用して、医療機関の情報提供を行います。
また、医療保険制度については、出前講座、倉敷広報チャンネル、広報紙などを積極的に活用し、情報提供に努めます。

2 健康づくりを進めるために

（1）現状と課題

市民の健康状況をみると、公衆衛生の向上や医療技術の進歩等により、平均寿命は大幅に伸び、全国平均を大幅に上回っていますが、一方では脳卒中による死亡率が高い等、生活習慣病が増加しているほか、これに起因するねたきりや認知症等、要介護者が増加しています。健康づくりをすすめるためには、健康を増進させ、病気を予防する一次予防と、健康診査による生活習慣病の早期発見・早期治療の二次予防を適切に行うことが必要です。

そこで、本市では、平成16年3月末に倉敷市健康増進計画「健康くらしき21」を策定し、市民と協働して推進しているところです。

また、平成19年度には倉敷市食育推進計画「食で育もう元気なくらしき」を策定し、食を通じた健康づくりを推進しています。

今後も、これらの計画に基づいて、「健康寿命の延伸」・「生涯現役」を図るべく、保健事業のさらなる充実を進める必要があります。

※「健康寿命」… 健康で生きがいを持ち、自立して暮らすことのできる期間のこと

「健康くらしき21」の基本目標	
健康寿命の延伸、生活習慣病の予防、生活の質の向上	
□健康づくり分野別数値目標の具体例	
健康全般：「健康くらしき21」を知っている人の増加	現状 17.3%（H19）→ 50.0%（H22）
栄養・食生活：偏った食事をしないことに気をつけている人の増加	現状 89.7%（H19）→ 95.0%（H22）
運動・休養・ストレス：週2回以上30分以上運動している人の増加	現状 26.5%（H19）→ 35.0%（H22）
たばこ・アルコール：周囲の人の影響を考えないでたばこを吸う人の減少	現状 24.9%（H19）→ 10.0%（H22）
歯の健康：歯の定期健診を毎年受けている人の増加	現状 21.2%（H19）→ 25.0%（H22）

（2）施策の展開方向

ア 健康手帳の活用	健康づくり課
------------------	--------

高齢者一人一人が、自らの健康管理や適切な医療を受けていただけるよう、健康手帳の交付を進めるとともに、手帳を利用した健康管理や健康づくりを推進します。

イ 健康相談の充実	健康づくり課
------------------	--------

歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士等が行う出前講座や健康教育、各種イベントの際に、健康に関する個別の相談を受ける機会を設けて、高齢者やその家族等が、気軽にいつでも相談できる体制を確保します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
出前講座	回	123	140	150

ウ 健康診査、各種検診の実施	健康づくり課
-----------------------	--------

がんや脳血管疾患、心臓病などの生活習慣病の早期発見、また、老化に伴う運動機能や口腔機能の状態把握、認知症等の早期発見等を目的に、健康診査や各種がん検診、歯周疾患検診の周知に努めるとともに、受診率向上を図ります。

健康診査については、平成20年度から「高齢者の医療を確保する法律」により、医療保険者に健診実施が義務づけられた特定健康診査と75歳以上の後期高齢者健康診査に変わりました。

また、健康診査や各種がん検診の実施後は、生活習慣を改善する保健指導や情報提供の充実に努めます。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定健康診査受診率	%	35	45	55
マンモグラフィ受診率	%	45	50	60

（マンモグラフィ受診率は、視触診受診者のうち異常がなかった人に対する割合）

エ 健康に関する講座（認知症・転倒予防・骨粗しょう症等）の開催

健康づくり課・介護保険課

保健所、各保健福祉センター及び高齢者支援センター等において、地域住民の健康状況やニーズを踏まえた健康に関する各種講座を開催します。

また、各種団体の情報の一元化や連携を図ることにより、市民の健康意識の向上を目指します。

さらに、健康ボランティアとの協働など、市民参加型の学習の場をより充実させます。

オ 健康づくり事業の実施

健康づくり課

くらしき健康福祉プラザにおいて、健康診査結果や体力測定、食生活調査及び生活習慣等の各種問診により、個人に応じた運動、食事、休養の各処方を作成し、各種トレーニングやセミナーを実施することで、高齢者一人一人の健康増進を図ります。

カ 食育の推進

健康づくり課

高齢者を含めたすべての市民が、健全な食習慣を身につけ実践することで、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、平成20年3月に倉敷市食育推進計画を策定しました。

倉敷市食育推進計画では、高齢者が食べることを楽しみながら、体調にあった食生活を実践し、食を通じてのコミュニケーションを図りながら、食や食文化について次世代へ伝えていくことを目指します。

倉敷市食育推進計画を策定した関係課・団体と協働で「食育フェア」の開催や「食事バランスガイド」の普及・啓発のために、「食育の歌」のCDや「食事バランスガイド」

のコマの模型を、小・中学校やスーパーマーケットに配布し、市民の食育への意識を高め、市民総ぐるみで計画の推進を目指します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
「食事バランスガイド」を知っている人の割合	%	20	30	35
郷土料理を知っている人の割合	%	85	90	95

キ 栄養相談

健康づくり課

生活習慣病等の疾患のある高齢者に対して、出前講座や健康教育、各種イベント等を利用して日常生活における食事等についての助言を行うことで、健康の維持、改善を図り、生活の質の向上を目指します。

ク 歯の健康づくりの推進

健康づくり課

8020（80歳で20本の自分の歯を保持する。）の達成を図るため、50歳以上で24本以上の歯を持つ人の増加を目指し、歯を失う最大の原因となる歯周疾患について、出前講座等で予防の啓発に努めるとともに、歯周疾患が増加する40歳から70歳までの人を対象にした歯科検診の受診率向上に努めます。また、在宅ねたきり者等を対象に、歯科訪問健康診査事業を実施し、高齢者の歯科保健の向上を図ります。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歯周疾患検診受診者数	人	200	300	400
歯科訪問健診受診者数	人	200	250	300

ケ 運動・生涯スポーツの推進

健康づくり課・スポーツ振興課

加齢に伴って生じる心身の変化や疾病等により、要介護状態となることを予防するため、筋力低下や歩行能力の低下を予防することを目的に、健康体操（「健康くらしき21・健康マーチ」）や日常生活における歩数の増加等の普及に努めます。また、「ウォーキングマップ」を作成し、その普及・啓発に努めるとともに、マップを活用した健康ウォーキング大会を関係機関と協働して開催します。

さらに、グラウンドゴルフやソフトバレーボール等ニュースポーツの普及を図るとともに、個々の生活状況や嗜好に応じたスポーツ教室の開催、市営体育施設の効果的な整備、学校体育施設の開放等を行います。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ウォーキング大会 参加者数	人	400	450	500
市民あるく日 参加者数(延べ)	人	1,800	1,900	2,000

コ 健康づくりサポーターの養成

健康づくり課

健康づくりや地域住民の健康づくりに関心のある市民を対象に、「健康寿命の延伸や生涯現役」を実践するための講座を市民活動推進課等関係機関と連携しながら開催し、「健康くらしき21」を推進するボランティア「健康づくりサポーター」を増やしていきます。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
健康づくりサポーター 養成人数	人	20	30	40

サ 心の健康づくりの推進

保健課

医師、保健師による講話等により、広く高齢者に対してうつ病やアルコール依存症、認知症などについての啓発を行い、心の健康づくりへの関心を高めるとともに、身近で気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、心の病にかかっても、地域で安心して暮らすことができるよう、専門医、保健師による相談支援活動を、関係機関と連携を図りながら実施していきます。

シ 高齢者はり・きゅう施術費給付事業

高齢福祉課

70歳以上の高齢者で、はり・きゅうの施術が必要な人に対して、施術券を交付し、施術費の一部を助成することで、高齢者の健康の維持・増進を図ります。

ス 老人入浴券交付事業

高齢福祉課

65歳以上の低所得者で家庭に入浴設備がない人に対して、公衆浴場の入浴券を支給することで、高齢者の福祉の向上を図ります。

3 要支援・要介護状態にならないために

（1）現状と課題

高齢者ができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないために、「介護予防」を推進する必要があります。そのためには、高齢者支援センターを中心に、要支援・要介護の予備群となる高齢者を早期発見し、運動機能や口腔機能の向上、あるいは栄養改善など、一人一人に合ったきめ細かい介護予防プランを作成し、介護予防の必要な方が、自ら意欲を持ち、生活の一部として無理なく介護予防に取り組んでいただくことが重要です。

また、閉じこもりがちや、人との交流に積極的でない高齢者に対して、介護予防への関心・参加への意欲を持っていただくために、高齢者支援センターや保健所、各保健推進室等で介護予防普及・啓発を徹底します。

さらに、認知症に対する理解の促進も重要な課題となっており、その普及・啓発も強化していく必要があります。

（2）施策の展開方向

ア 特定高齢者把握事業（生活機能評価の実施）

健康づくり課・介護保険課

生活機能の低下が疑われる人を早期に発見し、適切なサービスの利用を促すことで、要支援・要介護状態になることを予防するために、特定健康診査等の際に生活機能評価を実施し、特定高齢者（要支援状態の手前にある方）を把握します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活機能評価診査受診者数	人	18,000	20,000	22,000

イ 介護予防への関心、参加への意欲を高めるための取り組み

健康づくり課・介護保険課

高齢者と接している地域住民が主体となった介護予防のための取り組みの紹介や、憩の家等を活用した身近なところでの介護予防事業の実施により、地域に根ざした介護予防の普及、拡大を目指します。

また、高齢者支援センターや保健師が、普段の活動を通して住民の介護予防に対する関心・意欲を高めるように働きかけていきます。

ウ 口腔機能の向上

健康づくり課・介護保険課

安全に楽しく食事をし、生きがいのある自立した生活を送ることができるために、嚙むこと、飲み込むことがスムーズにできる体操等の指導を介護予防教室において行います。実践することにより、口腔機能の保持、増進につながり、生涯自分の歯で食べられるよう支援します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講座開催回数	回	26	32	38

エ 認知症予防・啓発

保健課・健康づくり課・介護保険課

認知症に対する理解の促進、予防への取り組み、早期発見のための知識の普及を図るために、認知症に関する各種教室を開催します。

また、認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成するために、市や関係機関の職員が、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの登録者となり、講座を開催することで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症予防教室参加者数	人	120	150	180

オ 脳卒中予防

健康づくり課

要支援・要介護状態となる原因のひとつである脳卒中を予防するために、出前講座や健康教育等の機会を通じて、脳卒中や脳卒中予防に対する理解とその対処法について普及・啓発を図ります。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
普及啓発実施回数	回	64	120	150

カ 筋力向上トレーニング事業

介護保険課

虚弱な高齢者や閉じこもりがちな高齢者の身体機能を高め、要支援・要介護状態に陥ることを防ぐために、筋力向上マシントレーニングや低強度の運動やレクリエーション等を実施します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	人	100	120	140

キ 栄養改善事業

介護保険課

高齢者等を対象に栄養教室や調理教室、また、会食会等を行い、食生活を安定・改善させ、健康の増進を図るとともに食生活の自立を支援します。

ク 訪問型介護予防事業

介護保険課

閉じこもりやうつ、認知症等の症状の改善を図るために、特定高齢者の居宅を訪問し、相談指導を行います。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問回数	回	240	360	480
利用人数	人	20	30	40

ケ 介護予防普及啓発事業

介護保険課

介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレット等の作成や講演会や相談会等を開催します。高齢者が健康を維持し、要支援・要介護状態にならないために、各種介護予防事業を実施するとともに、転倒骨折予防事業や栄養改善教室事業を行います。

コ 給食サービス事業

高齢福祉課

ひとり暮らし高齢者等の食生活、栄養状態を支え、同時に安否確認を行うために、居宅を訪問し、給食を提供します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録者数	人	1,850	1,900	1,950

Ⅱ 生きがいのあるまちづくり

生きがいのあるまちづくりを推進するため、高齢者の出会う場、学ぶ場、活躍する場の創出に取り組みます。

1 さまざまな人々とふれあうために

（1）現状と課題

高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、一人でも多くの高齢者が活動的な生活を営めるように、高齢者が気軽に集い、仲間と出会うことができる憩の場の創出が求められています。

市では、くらしき健康福祉プラザ、憩の家、公民館等を利用して、高齢者の介護予防活動や交流活動、仲間づくり活動を推進しています。さらに、イベントの開催や高齢者のスポーツ活動等への支援を通じて、高齢者が様々な人とふれあい、交流する場の確保に努めており、これらの支援を今後も引き続き推進する必要があります。

（2）施策の展開方向

ア 老人福祉センター、憩の家の活用

介護保険課・高齢福祉課

老人福祉センター（市内4か所）や憩の家（市内36か所）を、仲間づくりや地域における介護予防事業の拠点として活用することにより、高齢者等が気軽に集える機会の拡充を図ります。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
老人福祉センター 延利用者数	人	55,200	55,400	55,600
憩の家延利用者数	人	306,000	307,500	309,000

イ 三世代ふれあい交流事業の支援

高齢福祉課

高齢者・親・子どもなど異世代との交流を目的とした三世代ふれあい交流事業を支援し、高齢者の参加を促進することにより、若年者の高齢者に対する理解を深めるとともに高齢者の介護予防を図ります。

ウ ふれあいサロン活動

高齢福祉課

閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、ボランティア団体等がサロン活動を実施することにより、孤立感の解消や社会参加、健康づくり、仲間づくりの促進を図ります。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施箇所数	箇所	120	125	130

エ いきいきふれあいフェスティバル実施事業

保健福祉推進課

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが気軽に集い、健康づくりや生きがいづくりなどを楽しみながら体験できる場をつくり出し、ハンディのある人もない人もお互いに尊重し、支え合える社会づくりに資することを目的に、ボランティア体験、展示、スポーツ等のイベントを行う「いきいきふれあいフェスティバル」を開催します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	人	41,500	43,000	44,500

オ ゲートボール場整備費補助金交付事業

高齢福祉課

老人クラブが設置するゲートボール場の整備費用等の一部を補助することにより、高齢者の仲間づくり、生きがいの向上、介護予防を図ります。

カ グラウンドゴルフ場整備費補助金交付事業

高齢福祉課

老人クラブ等が設置するグラウンドゴルフ場の整備費用等の一部を補助することにより、高齢者の仲間づくり、生きがいの向上、介護予防を図ります。

2 いつまでも学び続けるために

(1) 現状と課題

高齢者に多様な学びの場を提供することは、高齢者の自己実現や社会参加を促進し、生きがいづくりの重要な要素となります。

高齢者の学びの場としては、公民館等での各種講座、教室があり、また、老人クラブでも様々な学習活動が行われています。

生涯学習につきましては、ライフワークの追求・社会貢献・キャリアアップ等の多彩

な目的が考えられますが、こうした目的に対応するためには、高齢者一人一人が自ら進んで学習することはもちろん、講座活動や学習内容についても主体的・自主的にかかわっていく必要があります。そのためには、高齢者から講座のテーマや内容について、意見、要望を聞くだけでなく、高齢者が直接、講座の企画立案に携わることのできる体制を整備する必要があります。

また、現在の社会では、携帯電話やインターネット等のIT（情報技術）を活用することが生活の一部となりつつあります。このため、ITによるメリットを高齢者に等しく享受してもらうために、多様な事業メニューを提供することが必要です。

（2）施策の展開方向

ア 老人クラブ活動への支援

高齢福祉課

老人クラブの活動を支援することにより、会員相互の親睦を深め、教養の向上、健康増進及び地域社会との交流により高齢者の生きがいを高め、社会参加を進めます。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会員数	人	23,400	23,400	23,400

イ 生きがいデイサービス事業

高齢福祉課

おおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、憩の家等でデイサービスを提供することにより、高齢者の閉じこもり防止、健康づくり、仲間づくりを推進します。

ウ 様々な講座及び催し

市民学習センター

市民の自主企画・自主運営による公民館講座の促進や、講座受講とボランティア活動が一体となった学習講座の増設に努めるほか、講座の経験者を対象とした講師ボランティア養成研修の機会を設けるなど、教え合い、学び合う環境づくりを目指します。

また、IT学習の機会を幅広く提供し、継続学習の支援、高齢者を対象とした専用総合サイトの立ち上げに取り組むほか、単身の高齢者等を対象としたパソコン操作の相談に応じられるよう検討していきます。

3 知識や経験を生かして社会に役立つために

（1）現状と課題

高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。特に、団塊世代の大量退職が始まり、これらの人々が能力や経験を生かして積極的に社会参加し、地域社会等で様々な役割を担い、活躍することが期待されています。

このため、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。また、そのためにも若いうちから地域活動に関心を持ち、準備を進めていただけるよう啓発を進める必要があります。

（2）施策の展開方向

ア 健康づくりサポーターの活用

健康づくり課

知識や経験を活かしながら地域での健康づくりの取り組みができる「健康づくりサポーター」として、赤ちゃんをもつ保護者への声かけなど、孤立を予防する子育て支援や健康づくりのための運動実践の普及・啓発など、関係団体や機関と連携した活動を展開します。また、実践発表等を開催し、継続して活動できるよう支援します。

イ 介護予防リーダーの養成

介護保険課

地域における介護予防の担い手となる人材を育成し、地域での活動を支援するために、介護予防リーダーを養成する講座を開催します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講座参加者数	人	60	70	80

ウ 認知症キャラバン・メイトの養成

介護保険課・健康づくり課

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成するために、市や関係機関の職員が、認知症キャラバン・メイト養成講座を受講し、キャラバン・メイトとして登録します。

エ 倉敷マスターズ制度

高齢福祉課

高齢者の方々が人生を充実して生き、また長年の人生経験で積み上げた多くの知恵を

よりよい地域社会をつくるために活かしていく意欲を持っていただくために、85歳以上の高齢者で現役で活躍している人に「倉敷マスター」の称号を贈り、その活躍の様子を広く市民に紹介します。

オ 公園等の清掃管理委託事業

高齢福祉課

市が管理する公園等の除草やゴミ収集などの軽易な作業を地域の高齢者をお願いすることで、高齢者の余暇活動や社会参加の機会とし、健康づくりなどにも役立てていきます。

カ シルバー作品展の実施

高齢福祉課

市内在住の60歳以上の方が製作した作品を広く一般に公開するシルバー作品展を開催することで、創造の喜びを通じた生きがいの増進を図ります。

キ シルバー人材センターへの加入・就労の促進

高齢福祉課

就業を通して生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が就業できる機会を増やし、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会をつくるため、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、社団法人倉敷市シルバー人材センターへの加入・就労の促進に努めます。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ就労人員	人	169,000	175,000	181,000
受注件数	件	14,900	15,300	15,700

ク 市民活動支援拠点事業（倉敷ボランティアセンター）

社会福祉協議会

倉敷ボランティアセンターを拠点として、幅広い市民の参加によるボランティア活動を推進していく中で、高齢者の長年にわたる豊富な経験や知識、技能を生かした高齢者自身によるボランティア活動（シニアボランティア活動）が、様々な分野で行われるよう推進を図ります。

さらに、地域活動・ボランティア活動に喜びを持てるようなイベントを開催するなど、市内で活動中のグループの情報提供を行います。

ケ 高齢者職業相談室の活用

労働政策課

公共職業安定所と連携して、高齢者職業相談室において、高齢者を対象とした職業相談・職業紹介を行うとともに、高齢者を雇い入れようとする事業主に対する雇用

相談等を行うことで、高齢者の就業を支援します。

コ 介護支援ボランティア事業

介護保険課

高齢者等が介護支援ボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進を図っていくことを支援するため、介護支援ボランティア制度の導入を検討していきます。

Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちづくりを推進するための社会の仕組みづくりと各種サービスの提供、気軽に出かけられる交通環境等の整備、快適な住まいの整備に取り組みます。

1 安全・安心な暮らしをおくるために

（1）現状と課題

高齢者を安全・安心に暮らすためには、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全性の高いまちづくり、体制づくりを進めることが重要です。

防災対策としては、自主防災組織の設立や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、市民一人一人の災害に対する意識、知識の向上や、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、倉敷市地域防災計画との整合の下に、充実を図る必要があります。

防犯対策としては、高齢者の消費者被害の防止や対処のための啓発活動の推進や情報提供・相談体制の充実が求められています。

また、近年、高齢者のかかわる交通事故が増加していることから、交通安全対策として、交通ルールや交通マナーを高めるための啓発・指導が必要です。

さらに、安否確認や相談、日常生活の支援など、高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、きめ細かなサービスを提供することが必要です。

（2）施策の展開方向

ア 防災知識の普及・啓発

防災危機管理室

高齢者の災害時の安全を確保できるよう、災害に際して特に援護を要する方（災害時要援護者）やその家族、介護従事者、民生委員、愛育委員等に対して、避難場所や避難経路の確認を進めるとともに、出前講座やコミュニティ放送での防災アドバイス等により、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発等を行います。

イ 防災訓練の実施

防災危機管理室

防災週間時の訓練だけでなく、自主防災会と関係機関が連携した自主防災訓練の実施に努めます。

また、社会福祉施設等には、施設職員、入所者等が参加する防災訓練や地域住民との合同防災訓練を実施するとともに、任務分担や連絡体制など、緊急時の行動マニュアルを作成するよう要請します。

ウ 自主防災組織（自主防災会）の結成促進

防災危機管理室

災害時に高齢者や障がい者をはじめとする市民一人一人の命を守るために、緊急時の情報伝達や避難行動を適切に行えるよう、町内会などを単位とした自主防災組織（自主防災会）の結成を促進します。

エ 地域における防火対策の推進

消防局予防課

地域住民の防火思想の高揚及び家庭を中心とした防火防災体制の強化を図るため、インターネット等媒体の活用、防火ポスター・チラシの配布、防火講話、防火パレード及び防災フェアの開催等を行います。

また、火災による被害を最小限に食い止めるため、地域の自衛消防組織の結成を促進します。

オ 高齢者・障がい者世帯を中心とした住宅防火診断

消防局予防課

住宅防火対策を強化するため、高齢者等の世帯を中心とした住宅防火診断を実施し、火気使用設備・器具、消火器等の点検・整備の励行や住宅用防災機器の設置を推進します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ひとり暮らし高齢者世帯の防火査察件数	件	105	110	115

カ 老人クラブ交通指導

生活安全課

老人クラブ等を対象に、交通教室や交通指導等の交通安全教育を実施し、自分の身体能力を認識した道路の横断や自転車利用、車の運転について指導することで、高齢者のかかわる交通事故の防止に努めます。

キ 消費者被害防止のための啓発

消費生活センター

講演会や出前講座、広報紙やマスコミ等を活用して、高齢者を狙った悪質商法の手口や被害についての情報を提供し、啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。

ク 緊急通報装置設置事業

高齢福祉課

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯等に緊急通報装置を貸与・給付することにより、高齢者の日常生活における不安感を解消し、急病・災害などの緊急時に迅速、適切に対応します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置済み台数	台	900	910	920

ケ 電話安否確認事業

高齢福祉課

ひとり暮らし高齢者等を対象に週1回または隔週1回電話訪問を実施し、安否確認や福祉サービスの情報提供を行ったり、相談を受けるなどします。

コ 高齢者等心配ごと相談事業

高齢福祉課・社会福祉協議会

市内の社会福祉協議会の事務所で、高齢者が抱える生活上、健康上などの様々な心配ごとについての相談を受け付け、生活上の不安を解消し、問題解決につないでいきます。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	人	330	350	370

サ 日常生活用具給付事業

高齢福祉課

65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の便宜を図るために、日常生活用具を給付します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付件数	件	80	85	90

シ 【くらしき健康福祉プラザ】一般的初期相談事業

保健福祉推進課

高齢者やその家族が、保健福祉に関する相談を気軽に受けられるよう、くらしき健康福祉プラザにおいて、保健・福祉の一般的初期相談を行います。また、窓口、電話、情報端末、図書、資料、インターネットにより情報提供を行います。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	人	8,800	9,000	9,200

ス 生活支援ホームヘルプ事業

高齢福祉課

おおむね 65 歳以上の高齢者等で、介護保険の要介護認定で非該当となった方に対してホームヘルパーを派遣し、家事の指導支援を行うことにより、日常生活を支援します。

セ 生活支援ショートステイ事業

高齢福祉課

虐待等のため家庭内で生活することが困難な高齢者を対象に、養護老人ホームにおいてショートステイサービスを提供することで、高齢者及びその家族を支援します。

ソ 緊急時ショートステイ事業

介護保険課

介護者の急病などにより、在宅での介護が困難になるなど、緊急時に被介護者を受け入れることができる体制を確保するために、緊急時ショートステイ事業の導入を検討します。

2 気軽に外出するために

（1）現状と課題

高齢者が積極的に社会参加し、いつまでも生き生きと暮らすことのできるまちをつくるためには、施設や歩行空間のバリアフリー化などの「福祉のまちづくり」を推進するとともに、高齢者にとって安全で利便性の高い移動手段を確保する必要があります。

国では、平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、だれもが暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

市においては、平成 9 年 4 月に「倉敷市福祉のまちづくり条例」を制定し、翌年 4 月には条例に基づいた都市施設整備基準を設定するとともに、民間の施設に対しては、補助金や融資制度を設けており、その活用によりバリアフリー化の促進を図っています。

また、平成 12 年度から、高齢者や障がい者団体の代表等により構成される「バリアフリー市民会議」を設置し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、主に中心市街地の歩行者空間をバリアフリー化するため、段差の解消や視覚障がい者用床材の敷設を進めています。

さらに、公共交通機関を利用した移動の円滑化については、平成 18 年 3 月に「倉敷市交通バリアフリー基本構想」を策定するとともに、平成 20 年 3 月に「倉敷市美観地区バリアフリー整備計画」を策定して、重点整備地区における道路、駅前広場、通路その他の施設のバリアフリー化を推進しています。

高齢者の移動手段の確保については、市民のニーズが高く、また、高齢者の外出を支

援することは介護予防にもつながることから、交通施策との連携を図りながら、先進事例を踏まえて検討を行います。

（2）施策の展開方向

ア 【くらしき健康福祉プラザ】情報提供事業

保健福祉推進課

保健・福祉に関する市、県、国等の情報を窓口、電話、インターネット等により総合的に提供します。

イ 高齢者や障がい者にやさしい公共施設改修事業

保健福祉推進課

高齢者や障がい者を含めたすべての人が、安全快適に公共施設を利用できるよう、公共施設の改修に当たっては、バリアフリー化を進めます。

ウ 安全に通行できる道路環境の整備

土木課・保健福祉推進課

すべての人が都市施設を安全かつ快適に利用できるまちづくりを推進するために、市道について、バリアフリー市民会議委員の現地確認等による調査に基づき、道路のバリアフリー化を進めます。

エ 乗合タクシー導入の支援

交通政策課

バス路線が廃止されたり、公共交通がない地域で、地域が主体となって高齢者等の移動手段を市と協働により確保するため、乗合タクシー制度の活用を推進します。

オ ノンステップバス等の導入補助

交通政策課

高齢者や障がい者等の移動の円滑化を図るため、公共交通事業者に対して、補助制度を活用し、ノンステップバス等の購入費を支援します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市内運行のノンステップバス台数	台	16	17	18

3 暮らしやすい住まいのために

（1）現状と課題

高齢者や障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくためには、利用に配慮した暮らしやすい住宅の確保が必要です。高齢者実態調査でも、介護が必要になっても自宅で生活をしたいという方が半数を超えています。このような高齢者の希望に沿うためには、高齢者の生活に対応した住宅の構造について広く普及・啓発を図り、高齢者向け住宅の整備を促進するとともに、住宅改造助成制度の利用促進や相談体制の充実を通じて、多様なニーズに対応した快適な住まいを整備する必要があります。

（2）施策の展開方向

ア 高齢者等住宅改造助成事業の実施

介護保険課

居住する住宅を改造する必要があると認められる高齢者や心身障がい者に対し、改造工事を行う場合に必要費用の一部を助成します（介護保険、障がい者日常生活用具給付事業により、工事費の給付を受けられる場合は、そちらを優先します。）。

イ 入所施設の住環境の充実

介護保険課

快適な住まいを実現する観点から、特別養護老人ホーム等については、個室・ユニットケア型の施設整備を促進します。また、市では、入所者の処遇が適切に行われるよう施設に対し指導をしていきます。

ウ 【くらしき健康福祉プラザ】展示普及事業

保健福祉推進課

各種福祉機器、福祉用具や住宅改造モデルを展示し、使用方法などに関する助言や情報提供を行います。

エ シルバーハウジングの整備

住宅課・高齢福祉課

シルバーハウジングとは、「高齢者に配慮された使用しやすく安全性の高い低家賃住宅の提供」を目的に整備された、生活援助員が派遣されている公的な高齢者向け住宅です。市営住宅の建替事業の中で、高齢者が安全・安心・快適に生活できるシルバーハウジングの供給を促進します。

整備目標の設定については、今後策定する倉敷市住生活基本計画の中で検討する予定です。

オ 高齢者に配慮した公営住宅の整備

住宅課

国の「長寿社会対応住宅設計指針」に基づき、高齢者の身体状況に配慮した良質な高齢者世帯向け住宅の整備を進めるとともに、同居・隣居・近居などライフステージや家族構成等に見合った高齢期の多様な居住形態に対応した住宅供給に努めるほか、多目的広場や公園などコミュニティ空間や緑化に配慮し、快適でゆとりのある住・生活環境を目指します。

整備目標の設定については、今後策定する倉敷市住生活基本計画の中で検討する予定です。

カ 地域優良賃貸住宅（高齢者型）の建設推進

住宅課

高齢者が安全で快適に生活できる良質な住宅の建設を促進するために、高齢者の居住の用に供する優良な賃貸住宅を建設または改良する民間土地所有者等に対して、建設費の一部補助や家賃減額補助を行います。

整備目標の設定については、今後策定する倉敷市住生活基本計画の中で検討する予定です。

キ 介護用品のリサイクルの推進

社会福祉協議会

家庭で使用しなくなった介護機器・介護用品について提供者の情報を収集し、倉敷市内に居住するこれらの機器等を必要とする希望者に情報を提供することで、資源の再利用と介護負担の軽減を図り、在宅福祉の向上を図ります。

また、必要な時に活用できるよう事業の周知を図ります。

Ⅳ 支え合うまちづくり

支え合うまちづくりを推進するため、地域支援・生活支援の充実と、充実した介護を実現するための基盤整備及び仕組みづくりに取り組みます。

1 地域で安心して暮らすために

（1）現状と課題

高齢者が住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援するサービスの充実はいうまでもなく、高齢者支援センターを中心に、地域福祉活動や民生委員児童委員活動と連携し、地域において高齢者やその家族を支援することにより、高齢者の状況把握や状況に応じた適切なサービスの提供に結びつける必要があります。

地域には、民生委員協議会、愛育委員会、町内会、老人クラブ等があり、また、各種ボランティアも活動していますが、こうした組織や個人と連携して、総合的な地域ケアシステムを構築する必要があります。

また、近年、高齢者に対する虐待事例の増加や認知症高齢者の増加等により、高齢者の権利擁護が重要な課題となっていることから、市及び関係機関・団体が、連携を強化して虐待の早期発見と防止に努めるとともに、成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護を推進する必要があります。

そこで、行政と地域住民が車の両輪として相互に助け合って進んでいくことが、これからの福祉社会の実現のために求められています。

（2）施策の展開方向

ア 高齢者ケアネットワーク構築（地域ケア会議）

介護保険課

地域支援事業や介護予防事業をより効果的・効率的に実施していくため、高齢者の実態把握調査により得られた情報を、電算システムの中で一元管理する「高齢者ケアネットワーク構築事業」を推進するとともに、その情報を基に、支援が必要な対象者への定期的な訪問を実施します。

また、地域住民や関係機関等の協力を得て、問題解決に努めるため、地域ケア会議及び小地域ケア会議を実施するなど地域ケアシステムを構築し、支援体制の整備を図るよう努めます。

イ 高齢者の相談窓口の充実

介護保険課

高齢者が住み慣れた地域で生活するために必要な、保健・福祉・医療・介護保険サービス等に関する様々な相談に応じるよう、高齢者支援センターにおいて、情報の提供に努めます。

サービスを利用する市民ができるだけ自らの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業者等に関する情報の普及・啓発に努めるとともに、くらしき健康福祉プラザの保健福祉相談室をはじめ、総合的な相談に応じる体制をさらに充実します。

高齢者支援センターは、担当地域の事業者、団体、住民、関係機関と調整を図りながら、また、必要に応じて地域外の関係機関とも連携して、高齢者の生活全般を支援します。

高齢者支援センターの運営には中立性・公平性が求められることから、市は、「地域包括支援センター運営協議会」の意見を踏まえて、各センターの指導・監督に当たります。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高齢者支援センター相談件数	件	51,000	52,000	53,000

ウ ねたきり高齢者等理美容サービス事業

高齢福祉課

美容院、美容院に行くことができない在宅のねたきり高齢者等の居宅を理・美容師が訪問し、理美容サービスを提供することにより、高齢者の福祉の向上を図ります。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用者数	人	360	370	380

エ 介護用品扶助費支給事業

高齢福祉課

在宅のねたきり高齢者等でおしめを必要とする方を対象として、紙おしめ等の購入費の一部を助成することで、負担を軽減し、日常生活を支援します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	人	280	290	300

オ 友愛訪問事業

高齢福祉課・社会福祉協議会

愛育委員、栄養委員、婦人会会員、地区社会福祉協議会会員、ボランティアグループ

が、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし・ねたきり高齢者宅を訪問することで、安否確認と孤独感の解消を図るとともに、地域住民の連帯意識の高揚と高齢者福祉に対する理解を深めます。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問先件数	件	4,350	4,400	4,450

カ 災害時要援護者避難支援体制の整備

保健福祉推進課

災害時要援護者台帳を作成し、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織と情報を共有することで、災害時における安否確認や避難支援を迅速かつ的確にできるよう努めます。

キ 地域福祉基金による民間団体等の活動への助成

保健福祉推進課

地域福祉活動を促進し、地域ぐるみで高齢者等の保健福祉の増進を図るため、基金を設置し、民間団体へ助成します。

ク 日常生活自立支援事業の実施

社会福祉協議会

軽度の認知症等により判断能力が何らかの援助を必要とする状態になった方に対し、福祉サービス、介護保険サービスの利用や日常の金銭管理等のサービスを提供することにより、地域において自立した生活を送ることができるよう支援し、利用者の権利を擁護します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	人	66	69	72

ケ 高齢者等権利擁護事業

高齢福祉課・介護保険課

年々増加している高齢者虐待相談に対応するため、ケアマネジャー、施設、サービス提供事業者、医療機関、警察などの関係機関と連携協力体制を図るとともに、高齢者虐待または高齢者虐待の疑いのある事案について対応策を検討するため、弁護士等によるアドバイザーを設置し、問題解決に努めます。

また、認知症の進行などにより判断能力が十分でない人の判断能力を補い、財産管理や入院、入所の契約等本人の成すべき法律行為を本人に代わって行うことができる成年後見制度について、相談窓口及び対応体制を充実するなど、利用促進を図ります。

特に、申立人がいない場合の市長申立についても、迅速に対応できるよう体制の整備

を図ります。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
成年後見人 市長申立件数	件	18	21	24
相談受付件数	件	90	100	110

コ 倉敷たすけあい在宅支援サービスの実施

社会福祉協議会

住民相互の支え合い、助け合いの精神に基づき、日常生活上の家事や介助で困っている高齢者や障がい者に対し、地域の方（協力会員）が、ボランティア精神により低廉な価格で、そのお宅を訪問してお手伝いをする「倉敷たすけあい在宅支援サービス」を引き続き実施し、支え合うまちづくりの推進を図ります。

サ 認知症サポーター養成

介護保険課・健康づくり課

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動できる認知症サポーターを養成します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症サポーター 養成人数	人	1,500	1,800	2,000

2 十分な介護を受けるために

（1）現状と課題

老後の安心を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって9年が経過しました。サービス提供体制の急速な整備に伴い、サービス利用は拡大し、今後、介護給付費は増大していくものと思われます。

国は、平成17年度に、介護保険制度を持続可能なものとするために、介護予防システムの導入、施設給付の見直し、新たなサービス体系の構築など、制度の大幅な見直しを行いました。さらに、介護従事者の人材不足が問題となったことから、平成20年度には、介護従事者等の処遇改善に関する法律が制定されました。

また、近年、事業者による介護報酬の不正請求等、不適正事案が問題となっていることから、事業者に対するチェック体制の充実や事業者による情報公開の推進、サービス評価の仕組みの構築などが重要となります。

今後も、事業者の不適正事案の防止や、福祉・介護に従事する人材を安定的に確保す

ること等により、必要な人が質の高い介護サービスを十分かつ適切に受けることができる体制を整備するとともに、在宅で介護をしている家族の負担を軽減するための様々な支援を推進していく必要があります。

（2）施策の展開方向

ア 事業者規制の見直し

介護保険課

介護サービス事業者に対して法令遵守に係る義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備が義務付けられました。また、不正を行った事業者による処分逃れを防止するための対策が講じられました。これらの制度改革を受けて、今後も介護サービス事業者の不正事案の防止に努めます。

イ 介護従事者の育成・支援

介護保険課

介護従事者の資質の向上のため、研修等を受講する機会を確保します。
また、平成20年5月28日に「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律（介護人材確保法）」が成立しており、今後、国の方針等に基づき、必要な人が十分な介護サービスを受けられることができるよう、介護従事者を確保するための施策を推進します。

ウ 事業所の指導・監督

指導監査課・介護保険課

地域密着型サービス事業所等が、指定基準を遵守し、適正な事業運営を行うよう、新規、更新の事業所に対して、「介護保険地域密着型サービス運営専門分科会」の意見を聴きながら、適切な指定事務を行います。

また、指定した事業所に対して、実地指導、集団指導、監査を実施します。

エ 介護サービスの適正化・効率化

介護保険課

介護給付費の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の構築に資するために、認定調査状況チェック、ケアプランチェック、住宅改修に関する調査、介護給付費通知、医療情報との突合、縦覧点検等を実施します。

また、介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員が派遣受け入れ事業所を定期的に訪問し、利用者の苦情等を伝える介護相談員派遣事業を引き続き実施します。

オ 在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業

高齢福祉課

在宅で6か月以上ねたきり高齢者等を介護している方に対し、介護の労をねぎらうとともに経済的負担の軽減を図るため、介護手当を支給します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	人	1,120	1,130	1,140

カ 家族介護者リフレッシュ事業

高齢福祉課・社会福祉協議会

ねたきり高齢者や重度心身障がい者を介護している家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流会に参加してもらうなど、心身の元気回復を図ります。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	人	150	160	170

キ 療養病床の円滑な転換の支援

介護保険課

平成 23 年度末に介護保険適用の療養型病床が廃止されることから、療養病床から介護保険施設等への円滑な移行が図られるよう、県の地域ケア体制整備構想を踏まえながら、地域におけるサービスの整備や退院時の相談、支援等に努めます。

ク 家族介護教室の開催

介護保険課

家族介護者の介護技術の向上を図ることで、高齢者の在宅介護を支援するとともに、介護者自身の心身の健康を維持し、生活の質を向上させるため、家族介護教室を開催します。

目標指標	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催数	回	90	110	130
延べ参加者数	人	2,300	2,800	3,300